

大治町議会懇談会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大治町議会基本条例（平成26年大治町条例第19号）第9条の規定に基づき実施する議会懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(懇談会の対象)

第2条 懇談会の対象は、大治町内で活動を行う団体及び概ね5人以上の住民グループ（以下「団体等」という。）とする。

2 政治団体、宗教団体、公益以外の営利目的の団体及び公序良俗に反する団体等は、懇談会の対象としないこととする。

(開催手続)

第3条 懇談会の開催を希望する団体等は、大治町議会懇談会申込書（様式第1号）を議長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は必要に応じ議会から団体等へ懇談会の申し入れをすることができる。

3 団体等から開催の申込みがあった場合、議長はその旨を議会制度改革等特別委員会に通知する。

4 議会制度改革等特別委員会は、前項の通知があった場合、正副委員長で開催の可否を決定し、議長に報告する。

5 懇談会の日程及び会場については、議長が団体等の代表者に通知する。

(懇談内容)

第4条 懇談会は、次の各号のいずれかに該当するものからテーマを決めて行うものとする。

- (1) 町政に関すること。
- (2) 町議会に関すること。
- (3) その他、町の重要な事項に関すること。

(役割分担)

第5条 懇談会には、司会者及び記録者を置くものとし、開催の都度、議会制度改革等特別委員会で協議し決定するものとする。

2 懇談会の記録は、記録者において要点を記録するものとし、出席者の了解を得て、懇談会を録音するものとする。

(懇談会)

第6条 懇談会は2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|------------------|
| (1) | 開会あいさつ | 団体等の代表者及び議会代表者 |
| (2) | 出席者紹介 | 自己紹介 |
| (3) | テーマの趣旨説明 | 団体等の代表者もしくは議会代表者 |
| (4) | 意見交換 | |
| (5) | 閉会あいさつ | 団体等の代表者及び議会代表者 |

(報告書の作成等)

第7条 記録者は、懇談会終了後、大治町議会懇談会報告書(様式第2号)を作成し、議長に報告するものとする。

2 前項の報告書は、ホームページ等で公表するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。